

自衛消防訓練通知書

平成 年 月 日		
名取市消防署長 あて		
防火・防災管理者 職・氏名		
㊟		
所在地		
名称	※ 項	
実施日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
参加人員	名 担当者 電話	
消防署員の立ち会い	要 ・ 否 (要の場合、事前に所轄の消防署所と打ち合わせをしてください)	
防火管理に係る消防訓練	訓練種別	<input type="checkbox"/> 避難訓練 <input type="checkbox"/> 消火訓練 <input type="checkbox"/> 通報訓練 <input type="checkbox"/> 総合訓練 <input type="checkbox"/> その他
	訓練概要	
防災管理に係る避難訓練等(注)	訓練種別	<input type="checkbox"/> 地震災害等に係る避難訓練 <input type="checkbox"/> その他(部分訓練等)
	訓練概要	

(注)：「防災管理に係る避難訓練等」については、防災管理を必要とする大規模な建築物のみ実施してください。

※ 受付欄	※ 経過欄
	<input type="checkbox"/> 通信 <input type="checkbox"/> 一覧表 <input type="checkbox"/> 一時登録
	データ入力者

- 備考
- 通知書は2部(うち1部は写しで可)提出してください。
 - 署員立ち会い否の場合、訓練を撮影し自衛消防訓練結果報告書に添付してください。
 - 大規模な訓練を実施する場合は、実施要領を添付してください。
 - 避難訓練を実施する場合は、赤色または朱色で出火想定箇所や避難経路を記入した図面を添付してください。
 - ※印の欄は記入しないでください。

防災管理に係る避難訓練等について

【制度の概要】

防火対象物の大規模化・高層化・社会情勢の変化を踏まえ、一定規模以上の大規模な建物において、地震等の災害に対応するため防災管理者が作成した消防計画に基づき「防災管理に係る避難訓練」を定期的実施しなければなりません。

この「防災管理に係る避難訓練」は「防火管理に係る避難訓練」とは別に年1回以上実施しなければなりません。

【根拠法令】

消防法第36条第1項により準用する消防法第8条第1項、消防法施行令第48条第2項、消防法施行規則第51条の8第3項、第51条の8第4項により準用する消防法施行規則第3条第11項

【対象とする防火対象物】

○用途

令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)イ、(6)項から(12)項まで、(13)項イ、(15)項及び(16)項、(16)項の2（共同住宅、倉庫、格納庫等は含まれません）

○規模

- ・地階を除く階数が11以上で、延べ面積1万㎡以上
- ・地階を除く階数が5以上10以下で、延べ面積2万㎡以上
- ・地階を除く階数が4以下で、延べ面積5万㎡以上

(16)項の防火対象物（複合用途）においては対象用途を含む以下のいずれかに該当するもの

- ・対象用途が11階以上であり、対象用途の床面積の合計が1万㎡以上
- ・対象用途が5階以上10階以下であり、対象用途の床面積の合計が2万㎡以上
- ・対象用途が4階以下であり、対象用途の床面積の合計が5万㎡以上

※(16)項の2においてはこの限りではない。